

1 売払い品の概要

(1) 売却物件

札幌市中沼資源選別センター（以下「中沼資源選別センター」という。）及び札幌市駒岡資源選別センター（以下「駒岡資源選別センター」という。）において、選別、圧縮、梱包されたペットボトルベール品

(2) 寸法等

- ア 寸法 : 幅 430mm×奥行 640mm×高さ 350 mm ※別添のとおり
- イ 重量 : 1 個あたり約 20kg ※目安であり保証値ではありません。
- ウ 結束材 : P P バンド
- エ ベール品質

令和6年度（公財）日本容器包装リサイクル協会品質調査 総合評価A

令和5年度（公財）日本容器包装リサイクル協会品質調査 総合評価A

(3) 引渡し量予定量等

- ア 令和7年度：500 トン
(中沼資源選別センター250 トン、駒岡資源選別センター250 トン)
- イ 令和8年度：500 トン
(中沼資源選別センター250 トン、駒岡資源選別センター250 トン)

2 契約方法

物品売買契約（単価契約）

3 契約期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

4 引渡し場所

- (1) 中沼資源選別センター（札幌市東区中沼町 45 番地 24）
- (2) 駒岡資源選別センター（札幌市南区真駒内 129-30）

5 再商品化等

(1) 再商品化

ア 引き渡したペットボトルはペットボトルへの再商品化を行うこと。自社工場でペットボトル製造ができない場合は、フレークやペレット等のペットボトル原料（以下「ペットボトル原料」という。）を精製し、ペットボトル製造事業者等へ引渡しを行う方法も可だが、最終的にペットボトルに再商品化されていることが確認できる書類を提出すること。

イ 厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づいた品質管理を行うこと。

(2) 残渣処理

再商品化の過程において発生する残渣・異物（以下「残渣等」という。）につい

ては、受注者の責任において適正に処理すること。また、処理に係る費用は受注者の負担とする。

(3) 再商品化等に係る記録及び報告

再商品化したペットボトル又はペットボトル原料の量（ペットボトル原料の場合は、引渡し先や最終的に製造されたペットボトルの量など）、運搬回数、残渣等の量を記録するとともに、再商品化の工程における環境負荷（二酸化炭素の削減量等）と併せて再商品化の結果について、6 か月に 1 回ずつ委託者に報告すること。

6 引渡し方法及び積込み方法

受注者は、次の事項に従い、発注者が指定する日時に、各資源選別センターの運転に支障が生じないように、速やかに売り払い品を搬出すること。

(1) 売り払い品の積込みは、受注者が行うものとする。なお、積込みに必要なフォークリフトは、発注者が貸与する。この場合、受注者の故意又は過失による事故に係る一切の責任は、受注者が負うものとする。

(2) 積込みに必要なパレットは受注者が用意すること。パレットの規格及び必要数については各資源選別センターと十分に打ち合わせを行うこと。

(3) 受注者は、搬出にあたる作業従事者（運転手等）について、必要な法規上の有資格者を派遣するとともに、作業従事者に対する労働安全衛生管理を適切に行うこと。

(4) 受注者は、搬出にあたっては、軸間距離 8 メートル以下で、積載量 10 トン程度の車両で搬送を行うこと。（20 トントレーラーは不可）

(5) 受注者は、搬出にあたっては、汚水及び臭気に十分注意をするとともに、必要な対策をとること。また、積込み完了後、発注者の積込み場を清掃し、常に清潔に保つこと。

(6) 受注者は、搬出にあたっては、各資源選別センターと十分に打ち合わせを行うとともに、その指示に従うこと。

(7) 引取日時は、原則として月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする（ただし、発注者の都合により積込み時間を変更する場合がある）。

7 売却金額

(1) 売却量決定方法

ア 搬出重量は、各資源選別センターの計量所において計量した往路の風袋重量と復路の総重量の差し引きによるものとし、受注者は計量伝票により、発注者は計量データにより確認する。

イ 搬出重量は、各月毎に集計し、翌月第一営業日に各資源選別センターと確認すること。

ウ 売り払い量は、6 か月終了後の翌営業日に発注者から送付する搬出実績量確認書により確定するものとする。

エ 売り払い量は、合計搬出量に 100kg 未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。

(2) 売買代金

売買代金に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てするものとする。

(3) 納入方法

ア 発注者は、(1)により計量した契約期間中の搬出実績数量に基づき、6 か月ごとに受注者に対して納入通知書を送付する。

イ 受注者は、発注者が発行した納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入すること。

8 留意事項

(1) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(3) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、次の事項に留意すること。

ア 極力、低公害車等環境に負荷の少ない車両を使用すること。

イ 環境に負荷の少ない運転をすること。

ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

(別添) ペットボトルべール品写真

